議案第6号

字の区域を変更することについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、別紙変更調書のとおり字の区域を変更し、同条第2項の規定による告示の指定する日から効力を生ずるものとする。

令和6年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

八幡浜市地番整理事業の実施により、大字の区域を変更し、土地の所在を明確にするため。

別紙 変更調書

字の名称	字の名称 左記の区域に編入する区域		摘要		
大字名	小字名	大字名	小字名	地番	
愛宕		大門		427の1、431、432の1、432の2、433の1、433の3、433の5から433の11まで、433の15から433の19まで、434の2、434の4、434の6から434の8まで、434の10、435の2から435の9まで、437の1、437の3、437の4、438の3、438の4、438の6、438の8、495、500、501の2、501の3、558の1、560の3、1572の4369の2	これに伴う 道路、水路 等を含む
浜田町一丁目				1167の1、1167の5、1173の1、1173の2、1174の1、1174の 6、1175の1	
松蔭町				528の1、528の2、539の1、540の1、540の2、541、545、546、547の1から547の3まで、548、549、550、551、552の1から552の5まで、553の2、553の3、554、555の1、555の2、555の4、555の7、557の1、557の3、557の5から557の8まで、559の1、560の1、560の2、561の1、561の2、562、563の1から563の3まで、564の1から564の3まで、570の1、570の5、570の10、573の2、576の1、576の2、577の1、577の3から577の5まで、579の1、579の2、580、582、585、586、587、588、589、590、591、592の2、593、594の1から594の4まで、595の1から595の8まで、596、598の1、598の3、598の4、640の1、1083の7から1083の9まで、1083の11、1098、1100の4、1110の1、1110の2、1110の6	

備考 令和6年2月8日調査



